

国保ニュース

2010年
第181号

市町村合併に伴う保険者番号等の変更についてのお知らせ

下記のとおり市村が合併することとなり、保険者番号等が変更されますのでお知らせします。

記

合併期日 平成22年3月23日						
合併後(新)			合併前(旧)			
市名 (保険者名)	保険者番号等(市町村番号)		市村名 (保険者名)	保険者番号等(市町村番号)		
印西市	国保一般	120600	印西市	国保一般	120600	
				国保退職	67120600	
				後期高齢者	39122312	
				乳幼児(0円)	83120196	
				乳幼児(200円)	83121194	
				乳幼児 (県補助対象外200円)	83124198	
	国保退職	67120600	印旛村	国保一般	120584	
				国保退職	67120584	
				後期高齢者	39123252	
				乳幼児(0円)	83120238	
				乳幼児(200円)	83121236	
				乳幼児 (県補助対象外200円)	83124230	
	後期高齢者	39122312	本埜村	国保一般	120618	
				国保退職	67120618	
				後期高齢者	39123286	
乳幼児(0円)	83120196	乳幼児(0円)	83120246			
乳幼児(200円)	83121194	乳幼児(200円)	83121244			
乳幼児 (県補助対象外200円)	83124198	乳幼児 (県補助対象外200円)	83124248			

※被保険者証の切替日

平成22年8月1日

但し、現役並み所得者を除く70歳以上74歳未満の高齢受給者証の該当者(1割負担)については、負担割合引き上げの凍結措置により平成22年4月1日切替

※ 現在の被保険者証は平成22年7月31日(現役並み所得者を除く70歳以上の高齢受給者証の該当者については平成22年3月31日)までは、そのまま使用します。その間月の途中で再発行等により旧印旛村、旧本埜村の被保険者証から新印西市の被保険者証に変更となった場合のレセプトについては、翌月から新しい番号等での取り扱いとなります。

保険医療機関・保険薬局の皆様へ

費用の請求は、**電子レセプト請求**（オンライン請求又は電子媒体による請求）によるものとなりました。

経過措置（次頁最下部）の期間終了後は、電子レセプト請求を行う必要があります。

ただし、次のⅠ又はⅡに該当する場合は、電子レセプト請求が**免除又は猶予**となります。

免除・猶予を受けるためには、届出の必要があります。受付は既に開始していますので、該当する場合は**審査支払機関（支払基金及び国保連の両方）に早めに提出をお願い致します。**

【各種届出様式】支払基金ホームページ（<http://www.ssk.or.jp>）、国保中央会ホームページ（<http://www.kokuho.or.jp>）からダウンロードできます。支払基金支部、国保連にも様式があります。

平成 21 年 5 月 29 日から平成 22 年 3 月 31 日までに電子レセプト請求に必要なレセコン及びソフトウェアの購入の契約をした場合には、実際の納品が4月になっても補助金が交付されます。詳しくは、支払基金のホームページをご覧ください。

電子レセプト請求

オンライン届、レセ電届のいずれかを提出

【Ⅰ 免除該当】

① レセコン未使用（手書き）

様式第 1 号
（手書き免除届）

レセコン未使用（手書き）の保険医療機関等は、審査支払機関（支払基金及び国保連）に免除届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が免除となり、書面による請求を行うことができます。ただし、電子レセプト請求を行うことができるように努めることとされています。

対象保険医療機関等	免除届提出期限
医科病院・診療所	平成 22 年 3 月 31 日
歯科病院・診療所	平成 22 年 12 月 31 日
薬局	

注 現在レセコンを使用している医療機関等も届出を行い、手書きレセプトに移行することもできます。

様式第 5 号
（書面請求（新規）免除届）

② 常勤の保険医・保険薬剤師が全員 65 歳以上

〔病院及び既電子レセプト請求診療所・薬局を除く〕

様式第 2 号
（65 歳以上免除届）

レセコン（既電子レセプト請求を除く）使用又はレセコン未使用（手書き）の保険医療機関等（病院を除く）で、常勤の保険医・保険薬剤師が基準日において全員 65 歳以上の場合は、審査支払機関に免除届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が免除となり、書面による請求を行うことができます。（下表の対象生年月日は請求省令に規定された「基準日」において 65 歳以上となる者です。）

対象保険医療機関等	対象生年月日（基準日）	免除届提出期限
レセコン使用の医科診療所	昭和 20 年 7 月 2 日以前に生まれた者 （平成 22 年 7 月 1 日）	平成 22 年 3 月 31 日
レセコン使用の歯科診療所	昭和 21 年 4 月 2 日以前に生まれた者 （平成 23 年 4 月 1 日）	平成 22 年 12 月 31 日
レセコン未使用（手書き）診療所又は薬局	昭和 21 年 4 月 2 日以前に生まれた者 （平成 23 年 4 月 1 日）	平成 22 年 12 月 31 日

※ 65 歳未満の者が常勤となった場合は、その者に係る登録情報を速やかに審査支払機関に届け出る必要があります。その場合、届出月及びその翌月に限り書面による請求を行うことができます。

様式第 2 号
（65 歳以上免除届）

【Ⅱ 猶予該当】

① レセコンの購入から5年(保守管理契約(延長含む)中)

～最大平成27年3月31日まで猶予～

様式第3号
(購入・リース猶予届)

平成21年11月25日以前に購入したレセコンについて、減価償却期間である5年間を経過するまでの間(減価償却期間後であっても当該レセコンの保守管理契約中(平成21年11月26日以降の延長を含む)の間)は、審査支払機関に猶予届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が猶予となり、書面による請求を行うことができます。

対象保険医療機関等	猶予期間	猶予届提出期限
医科病院・診療所(※)	購入した日から5年を経過した日(又は保守管理契約の終了の日)	平成22年3月31日
歯科病院・診療所	が属する月の末日又は平成27年3月31日のいずれか早い日	平成22年12月31日

※ 400床未満のレセスタに対応しているレセコンを使用している病院については、対象外となります。

◎ 猶予期間終了日の翌月診療分から電子レセプト請求となります。

② レセコンのリース契約(延長含む)中

～最大平成27年3月31日まで猶予～

様式第3号
(購入・リース猶予届)

平成21年11月25日以前にレセコンをリース契約(平成21年11月26日以降の延長を含む)している場合は、審査支払機関に猶予届を期限までに提出することで、電子レセプト請求が猶予となり、書面による請求を行うことができます。再リースによりリース契約を延長した場合は、届出が必要となります。

対象保険医療機関等	猶予期間	猶予届提出期限
医科病院・診療所(※)	当該レセコンのリース契約終了日(延長契約の終了日)又は平成27年3月31日のいずれか早い日	平成22年3月31日
歯科病院・診療所		平成22年12月31日

※ 400床未満のレセスタに対応しているレセコンを使用している病院については、対象外となります。

◎ 猶予期間終了日の翌月診療分から電子レセプト請求となります。

③ 電子レセプトによる請求が特に困難な場合

様式第4号
(個別事情猶予届)

下表の区分に該当する場合は、その旨をあらかじめ(原則、請求日の1か月前に)審査支払機関に猶予届を提出することで、電子レセプト請求が猶予となり、書面による請求を行うことができます。(1・2・5については、やむを得ない場合、書面による請求時の届出も可)

1 電気通信回線設備に障害が発生した場合
2 レセコンの販売又はリース業者との間で電子媒体による請求に係る契約を締結しているが、導入等に係る作業が完了していない場合
3 改築工事中又は臨時の施設で診療(調剤)を行っている場合
4 廃止又は休止に関する計画を定めている場合
5 その他電子レセプト請求を行うことに、特に困難な事情がある場合

【経過措置】

下表の経過措置期限以降は、前述のⅠ又はⅡの免除又は猶予に該当しない限り、電子レセプト請求を行う必要があります。

対象保険医療機関等	経過措置期限(電子レセプト請求開始月)
レセコン使用の医科病院・診療所	平成22年6月30日(平成22年7月診療分から)
レセコン使用の歯科病院・診療所	平成23年3月31日(平成23年4月診療分から)

遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤の保険適用上の取扱いについて

今般「使用薬剤の薬価（薬価基準）」（平成 20 年厚生労働省告示第 60 号）の一部が平成 21 年 12 月 11 日厚生労働省告示第 491 号をもって改正され、遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤が薬価基準に収載されたことと合せて、「特掲診療料の施設基準等」（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）及び「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）の一部が、平成 21 年 12 月 11 日厚生労働省告示第 492 号及び第 493 号をもって改正され、同日付け適用されました。

遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤の保険適用上の取扱い及び、関係する通知の一部改正については下記のとおりとなっております。

記

1 保険適用上の取扱い

- (1) 本製剤について、「特掲診療料の施設基準等」（平成 20 年厚生労働省告示第 63 号）別表第九「在宅自己注射指導管理料、注入器加算、間歇注入シリンジポンプ加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬」として定めたものであること。
- (2) 本製剤について、「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等」（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）第十一号の「療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬」として定めたものであること。
- (3) 本製剤を投与した場合は、「診療報酬の算定方法」（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一第 2 章第 2 部第 2 節第 1 款区分「C 1 0 1」の在宅自己注射指導管理料を算定できるものであること。
- (4) 今般、薬価基準に収載された遺伝子組換え型血液凝固第IX因子製剤（ベネフィクス静注用 500、ベネフィクス静注用 1000 及びベネフィクス静注用 2000）は注入器付の製品であるので、在宅自己注射指導管理料を算定する場合、注入器加算は算定できないものであること。

2 関係通知の一部改正

「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成 20 年 3 月 5 日保医発第 0305001 号）の一部を次のように改正する。

別添 1 第 2 章第 2 部第 3 節 C 2 0 0（1）及び、別添 3 区分 0 1（6）イ中「及びダルベポエチン」を「、ダルベポエチン及び遺伝子組換え型血液凝固第 IX 因子製剤」に改める。

経過措置医薬品（廃止）について

平成 22 年 3 月 31 日付け廃止となる経過措置医薬品が多数ありますので、各保険医療機関・保険薬局においては、**医薬品の使用期限**にご留意くださいますようお願いいたします。

傷病名の記載について（お願い）

審査委員会からの返戻理由の多くは、「傷病名」（診療内容から審査）の記載もれが要因となっている状況です。

特に、院外処方をされている医療機関については、一次審査で返戻することができませんので、レセプトを提出する際には必ず**傷病名の確認**をお願いいたします。

国民健康保険被保険者証等のご確認を

3 月・4 月は、転入・転出の多い時期です。

資格関係誤りレセプト発生防止のため、各保険医療機関・保険薬局においては、受付窓口での被保険者証等の確認をお願い致します。

なお、今号にて「千葉県国民健康保険、保険者番号並びに被保険者証の記号・番号一覧表」を掲載いたしましたので、ご参考にしてください。

(1) 国民健康保険並びに老人保健

区 分	国民健康保険				老人保健				
	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
		(処方箋枚数)		(1件当たり)		(処方箋枚数)		(1件当たり)	
医 科	入院	27,795	435,099	1,271,123,393	45,732.09	4	113	197,235	49,308.75
	入院外	1,106,617	1,797,533	1,386,186,269	1,252.63	24	51	81,801	3,408.38
歯 科	入院	153	1,127	4,258,849	27,835.61	0	0	0	0
	入院外	246,149	523,626	317,091,238	1,288.21	11	21	24,302	2,209.27
調 剤	646,217	808,636	679,065,095	1,050.83	7	8	3,878	554.00	
訪 問 看 護	961	5,640	58,156,900	60,517.07	0	0	0	0	
支 払 総 額		2,027,892	26,935,660,633			46	-2,965,294		

(2) 退職者医療

(3) 後期高齢者医療

区 分	退職者医療				後期高齢者医療				
	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
		(処方箋枚数)		(1件当たり)		(処方箋枚数)		(1件当たり)	
医 科	入院	1,319	18,261	63,372,932	48,046.20	31,052	550,666	1,461,465,884	47,065.11
	入院外	56,602	91,904	83,642,333	1,477.73	646,520	1,220,005	989,690,647	1,530.80
歯 科	入院	8	55	175,024	21,878.00	65	583	2,140,647	32,933.03
	入院外	13,724	29,503	17,773,091	1,295.04	80,722	177,121	115,116,448	1,426.09
調 剤	32,812	39,909	37,080,736	1,130.10	398,429	540,267	572,052,185	1,435.77	
訪 問 看 護	59	402	4,289,850	72,709.32	963	6,240	65,350,950	67,861.84	
支 払 総 額		104,524	1,419,850,194			1,157,751	28,240,653,683		

(1) 国民健康保険並びに老人保健

区 分	国民健康保険				老人保健				
	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
		(処方箋枚数)		(1件当たり)		(処方箋枚数)		(1件当たり)	
医 科	入院	27,358	441,621	1,297,896,418	47,441.20	3	78	92,506	30,835.33
	入院外	1,135,610	1,867,120	1,440,381,359	1,268.38	24	50	121,433	5,059.71
歯 科	入院	131	936	3,542,212	27,039.79	0	0	0	0
	入院外	252,558	536,745	326,659,693	1,293.40	10	18	21,806	2,180.60
調 剤	675,261	860,152	753,761,439	1,116.25	8	14	7,473	934.13	
訪 問 看 護	985	6,010	61,751,400	62,691.78	2	26	218,200	109,100.00	
支 払 総 額		2,091,903	28,151,806,605			47	1,372,514		

(2) 退職者医療

(3) 後期高齢者医療

区 分	退職者医療				後期高齢者医療				
	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	決定件数	日 数	決定点数	平均点数	
		(処方箋枚数)		(1件当たり)		(処方箋枚数)		(1件当たり)	
医 科	入院	1,248	18,788	67,914,842	54,418.94	31,652	571,908	1,517,371,976	47,939.21
	入院外	58,678	96,737	87,400,761	1,489.50	675,725	1,291,422	1,043,187,721	1,543.81
歯 科	入院	3	22	112,046	37,348.67	71	800	2,523,698	35,545.04
	入院外	14,139	30,243	18,113,660	1,281.11	83,370	184,569	119,976,517	1,439.09
調 剤	34,695	43,058	41,368,341	1,192.34	423,624	587,088	644,915,114	1,522.38	
訪 問 看 護	61	430	4,467,800	73,242.62	1,007	6,858	70,717,400	70,225.82	
支 払 総 額		108,824	1,506,605,852			1,215,449	29,931,939,480		

◎お知らせ◎

診療報酬請求書等の受付について
 4月の診療請求書等の受付締切日は10日(土)です。
 4月10日は、土曜日ですが午前9時から午後5時まで、
 受付を行っています。なお、特定健診・特定保健指導
 の請求は、5日(月)が受付締切となりますのでご注意
 下さい。

編集・発行人

発 行 平成22年3月15日
 発 行 所 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号
 千葉県国民健康保険団体連合会
 電話 (043)254-7174
 発行責任者 中瀬 守
 編集責任者 土屋憲久
 印刷所 (株) さくら印刷

資料

千葉県国民健康保険、保険者番号並びに被保険者証の記号・番号一覧表

(平成22年4月1日現在)

保険者名	保険者番号	被 保 険 者 証			法定外の給付	カ ー ド 化 状 況
		記 号	番 号	有効期限 (平成)		
千葉市			1桁～7桁	22年7月31日		○
中央区	124016	31				
花見川区	124024	32				
稲毛区	124032	33				
若葉区	124040	34				
緑区	124057	35				
美浜区	124065	36				
銚子市	120022	銚	3桁～6桁	23年3月31日		○
市川市	120030	市	7桁	22年7月31日		○
船橋市	120048	船	2桁～7桁	22年7月31日		○
館山市	120055	05	8桁	23年3月31日		○
木更津市	120063	06	7桁	22年7月31日		○
松戸市	120071	松	6桁－1桁	22年7月31日		○
野田市	120089	野田	7桁	23年7月31日		○
茂原市	120105	茂	6桁	22年7月31日		○
成田市	120113	成田	6桁	22年7月31日		○
佐倉市	120121	倉	6桁－1桁	22年9月30日		○
東金市	120139	13	1桁～5桁－1桁	22年7月31日		○
習志野市	120162	16	8桁	22年7月31日		○
柏市	120170	柏	6桁	22年7月31日		○
勝浦市	120188	18	8桁	22年7月31日		○
市原市	120196	市原	7桁	22年7月31日		○
流山市	120204	流	6桁	22年7月31日		○
八千代市	120212	21	7桁	22年7月31日		○
我孫子市	120220	我○○○	6桁	22年7月31日		○
鴨川市	120238	23	8桁	23年3月31日		○
鎌ヶ谷市	120246	鎌	1桁～5桁	22年7月31日		○
君津市	120253	君津	2桁～8桁 2桁～6桁-2桁	22年7月31日	22年8月1日予定	
富津市	120261	富津	5桁	22年7月31日		○
旭市	120279	27	8桁	23年3月31日		○
いすみ市	120410	41	6桁	22年7月31日		○
匝瑳市	120428	42	7桁	23年3月31日		○
南房総市	120436	43	7桁	23年3月31日		○
香取市	120444	香	8桁	22年7月31日		○
山武市	120451	45	5桁－1桁	22年7月31日		○
浦安市	120519	浦	2桁～7桁	22年7月31日		○
四街道市	120543	54	8桁	22年7月31日		○
酒々井町	120550	酒○○	4桁	22年7月31日		○
八街市	120568	56	4桁～5桁	22年9月30日	【結核10割】	○
富里市	120576	里	6桁－1桁	22年9月30日		○
白井市	120592	井	6桁	22年7月31日		○

※毎月、被保険者証の確認をお願いします。

保険者名	保険者番号	被 保 険 者 証			法定外の給付	カ ー ド 化 状 況
		記 号	番 号	有効期限 (平成)		
印西市	120600	印	6桁	22年7月31日		○
栄町	120626	栄	6桁	24年3月31日		○
神崎町	120642	64	7桁	23年7月31日		○
多古町	120691	多	5桁	24年3月31日		○
東庄町	120717	71	7桁	23年3月31日		○
大網白里町	120766	76	1桁～5桁－1桁	22年7月31日		○
九十九里町	120774	77	1桁～6桁－1桁	22年7月31日		○
芝山町	120832	83	1桁～5桁－1桁	23年7月31日		○
一宮町	120840	84	8桁	22年7月31日		○
睦沢町	120857	睦	6桁	22年7月31日		○
長生村	120865	86	8桁	22年7月31日		○
白子町	120873	87	8桁	22年7月31日 23年7月31日		○
長柄町	120881	88	8桁	22年7月31日		○
長南町	120899	89	8桁	22年7月31日		○
大多喜町	120907	90	8桁	23年3月31日		○
御宿町	120923	御	7桁	23年3月31日		○
鋸南町	120972	97	6桁	23年3月31日		○
袖ヶ浦市	121046	袖	7桁	22年7月31日		○
横芝光町	121053	横芝光	6桁	23年3月31日		○
県医師 国保組合	123018	千医国01～ 千医国23	第1種組合員 1桁～3桁 第2種組合員 1桁～3桁－2桁～3桁	23年3月31日		○
県歯科医師 国保組合	123026	千歯国01～ 千歯国22	第1種組合員 1桁～3桁 第2種組合員 1桁～3桁－1桁～3桁	23年3月31日		○
県薬剤師 国保組合	123034	38	8 桁	22年9月30日		○

千葉県国保連合会取扱の県外国保組合

全国土木 国保組合	133033	71-0001～ 9899	1桁～6桁	24年3月31日	【結精10割】	○
		72-0001～ 9899				
中央建設 国保組合	133264	90-0201～ 4603	4桁～5桁	23年3月31日		未定
全国建設 国保組合	133298	93-4桁	6 桁	23年3月31日		○

○印は、すでにカード化となっている保険者です。